

岩倉市地域防災計画 (風水害等災害対策計画編)

新旧対照表 (案)

頁	修正後	修正前	改正理由
10	<p>第1編 総則 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (5) 東邦瓦斯株式会社 <u>(※)</u> イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p>	<p>第1編 総則 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (5) 東邦瓦斯株式会社 <u>(追記)</u> イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(追記)</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正
18	<p>第2編 災害予防計画 第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (3) <u>流域水害</u>対策 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (3) <u>総合治水</u>対策 (略)</p>	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行による変更
19	<p>(8) 水災害連携の連絡会・協議会 <u>ウ 流域治水協議会</u> <u>近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。</u></p>	<p>(8) 水災害連携の連絡会・協議会 <u>(新設)</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
32	<p>第4章 建築物等の安全化 第2節 ライフライン関係施設対策 4 上水道 (1)～(6) (略) <u>(7) 自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>	<p>第4章 建築物等の安全化 第2節 ライフライン関係施設対策 4 上水道 (1)～(6) (略) <u>(追記)</u></p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正（表記は下水道の対策と整合）
38	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (6) 防災中枢機能の充実</p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (6) 防災中枢機能の充実</p>	

頁	修正後	修正前	改正理由
	<p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、</u> (略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>ア 市は、(略)</u></p> <p><u>イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等 1 市における措置</p>	<p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>(追記)</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携 市は、(略) <u>(新設)</u></p> <p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等 1 市における措置</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
48	<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u></p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略)</p>	<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>(追記)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備等</u></p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
49	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は、(中略) この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよ</p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は、(中略) この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよ</p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>

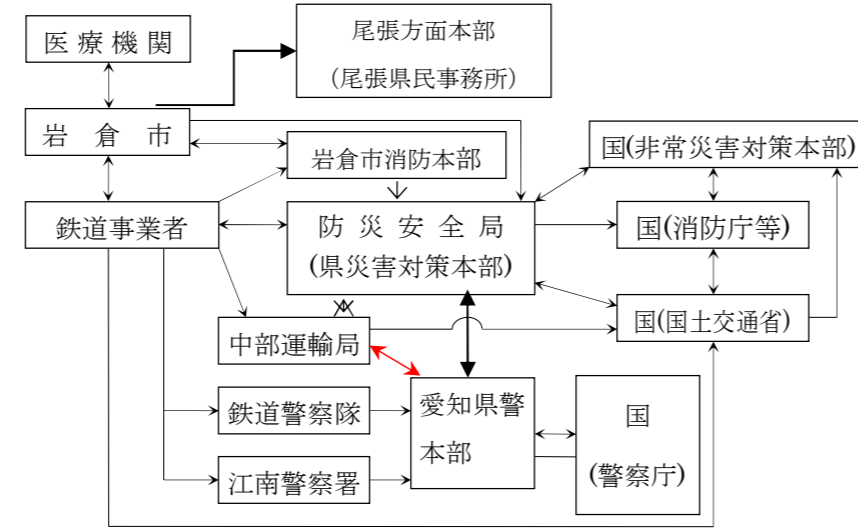
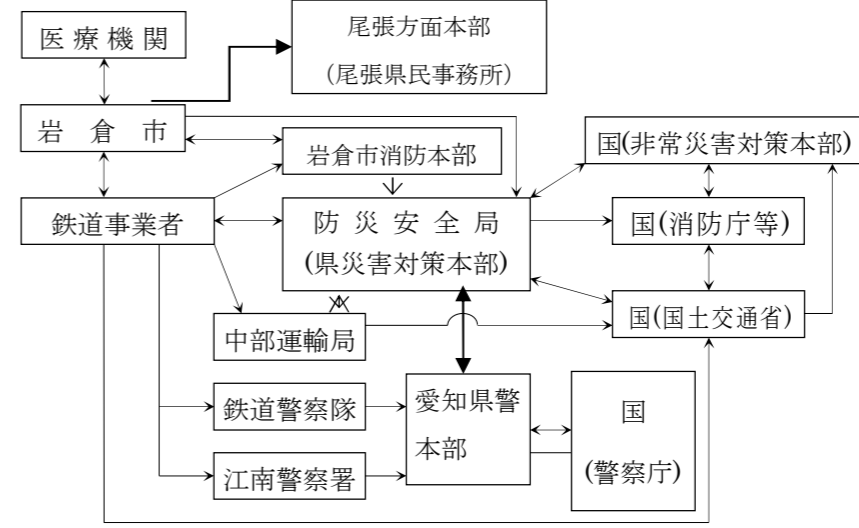
頁	修正後	修正前	改正理由
5.0	<p>う努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	<p>う努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	
5.4	<p>第9章 広域応援・受援体制の整備 第4節 防災活動拠点の確保等 1 市及び県における措置</p> <p>(略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、<u>臨空消防学校(仮称)</u>と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</p>	<p>第9章 広域応援・受援体制の整備 第4節 防災活動拠点の確保等 1 市及び県における措置</p> <p>(略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、<u>(追記)</u>消防学校<u>(追記)</u>と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
5.7	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及</p> <p>市は、(中略) 図るものとする。</p> <p>さらに、<u>県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u> <u>加えて、</u>防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援セン</p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及</p> <p>市は、(中略) 図るものとする。</p> <p>さらに、<u>(追記)</u> 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適</p>	<p>表記の整理 (防災人材育成の主体等)</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
58	<p>ター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>(削除)</u>るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>(削除)</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び公立・私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略)また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する<u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び公立・私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略)また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する<u>(追記)</u>。</p>	<p>継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
75	<p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第2節 避難情報 1 市における措置 (1) 避難情報 カ 事前の情報提供 (略)特に、台風<u>や線状降水帯等</u>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるま</p>	<p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第2節 避難情報 1 市における措置 (1) 避難情報 カ 事前の情報提供 (略)特に、台風<u>(追記)</u>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由																
79	<p>で、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 1 市の措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、当該市の区域内で安否不明<u>(削除)</u>・行方不明となった者について、(略)</p>	<p>民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>(追記)</u></p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 1 市の措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、当該市の区域内で安否不明<u>者</u>・行方不明となった者について、(略)</p>	表記の整理																
85	<p>第2節 通信手段の確保 1 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用</p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>又は有線</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	<p>第2節 通信手段の確保 1 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用</p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>(追記)</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	回線の整備状況に合わせた修正																
91	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 1 自衛隊における措置 (5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="424 1543 1314 1774"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 防災活動拠点の確保等</p>	項目	内容	(略)	(略)	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 1 自衛隊における措置 (5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="1516 1543 2407 1774"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 防災活動拠点の確保等</p>	項目	内容	(略)	(略)	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正 ゼロメートル地帯
項目	内容																		
(略)	(略)																		
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																		
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>																		
項目	内容																		
(略)	(略)																		
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		

頁	修正後	修正前	改正理由																																																		
95	<p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1" data-bbox="433 331 1255 1234"> <tr> <td>要件等</td> <td>1 地区防災活動拠点</td> <td rowspan="7">略</td> <td><u>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td><u>県</u></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td><u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u></td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td><u>中部・全国の都道府県等</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td><u>広域、全県的な活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td><u>県内に4か所</u></td> </tr> <tr> <td>要件 面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td><u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u></td> </tr> <tr> <td>件 施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td><u>倉庫等</u></td> </tr> </table>	要件等	1 地区防災活動拠点	略	<u>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>	設置主体	市町村	<u>県</u>	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u>	応援の規模	隣接市町村等	<u>中部・全国の都道府県等</u>	役割	被災市町村内の活動拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>	拠点数	市町村で1か所程度	<u>県内に4か所</u>	要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>	件 施設 設備	できれば倉庫等	<u>倉庫等</u>	<p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1" data-bbox="1522 331 2332 1234"> <tr> <td>要件等</td> <td>1 地区防災活動拠点</td> <td rowspan="7">略</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>要件 面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td><u>追加</u></td> </tr> <tr> <td>件 施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td><u>追加</u></td> </tr> </table>	要件等	1 地区防災活動拠点	略	<u>追加</u>	設置主体	市町村	<u>追加</u>	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	<u>追加</u>	応援の規模	隣接市町村等	<u>追加</u>	役割	被災市町村内の活動拠点	<u>追加</u>	拠点数	市町村で1か所程度	<u>追加</u>	要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	<u>追加</u>	件 施設 設備	できれば倉庫等	<u>追加</u>	<p>広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正</p>
要件等	1 地区防災活動拠点	略	<u>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>																																																		
設置主体	市町村		<u>県</u>																																																		
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等		<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u>																																																		
応援の規模	隣接市町村等		<u>中部・全国の都道府県等</u>																																																		
役割	被災市町村内の活動拠点		<u>広域、全県的な活動拠点</u>																																																		
拠点数	市町村で1か所程度		<u>県内に4か所</u>																																																		
要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>																																																		
件 施設 設備	できれば倉庫等	<u>倉庫等</u>																																																			
要件等	1 地区防災活動拠点	略	<u>追加</u>																																																		
設置主体	市町村		<u>追加</u>																																																		
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等		<u>追加</u>																																																		
応援の規模	隣接市町村等		<u>追加</u>																																																		
役割	被災市町村内の活動拠点		<u>追加</u>																																																		
拠点数	市町村で1か所程度		<u>追加</u>																																																		
要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		<u>追加</u>																																																		
件 施設 設備	できれば倉庫等	<u>追加</u>																																																			
96	<p>第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 1 市における措置 (1) 市<u>及び防災関係機関</u>は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。</p> <p>第2節 航空機の活用 1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機<u>及び無人航空機</u>の運用を調整する部署を設置する。</p> <p>(2) 調整事項等</p>	<p>第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 1 市における措置 (1) 市<u>(追記)</u>は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。</p> <p>第2節 航空機の活用 1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機<u>(追記)</u>の運用を調整する部署を設置する。</p> <p>(2) 調整事項等</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>																																																		

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>99</p> <p>127</p>	<p>県は、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う<u>とともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整</u></p> <p><u>イ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</u></p> <p><u>また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 2 栄養指導等</p> <p>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 第5節 通信施設の応急措置 2 移動通信事業者 (<u>KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>) における措置 (略)</p>	<p>県は、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。</p> <p><u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 2 栄養指導等</p> <p>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>(追記)</u></p> <p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 第5節 通信施設の応急措置 2 移動通信事業者 (<u>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社</u> <u>(追記)</u>) における措置 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理 指定公共機関の追加に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>133</p>	<p>第15章 鉄道災害対策 3 情報の伝達系統 略</p> 	<p>第15章 鉄道災害対策 3 情報の伝達系統 略</p> 	<p>実際の連携体制との整合を図るための修正</p>
<p>150</p>	<p>第21章 放射性物質及び原子力災害応急対策 第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策 14 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び<u>楽天モバイル株式会社</u>は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>第21章 放射性物質及び原子力災害応急対策 第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策 14 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社<u>(追記)</u>は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>指定公共機関の追加に伴う修正</p>
<p>155</p>	<p>第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策 15 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び<u>楽天モバイル株式会社</u>は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策 15 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社<u>(追記)</u>は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>指定公共機関の追加に伴う修正</p>

岩倉市地域防災計画 (地震災害対策計画編)

新旧対照表 (案)

頁	修正後	修正前	改正理由
197	<p>第1編 総 則</p> <p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(5) 東邦瓦斯株式会社 <u>(※)</u></p> <p>イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p><u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p>	<p>第1編 総 則</p> <p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(5) 東邦瓦斯株式会社 <u>(追記)</u></p> <p>イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正
206	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災協働社会の形成推進</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、<u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるよう</u>に努める必要がある。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災協働社会の形成推進</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、<u>一層耐震性を強化して倒壊防止</u>に努める必要がある。</p>	表記の整理
207	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修<u>等</u>促進(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修<u>等</u>の促進</p> <p>ア 普及・啓発</p> <p>市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修<u>等</u>を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</p> <p>県が耐震<u>化</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業への助成</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>付</u>けられている建築物に対する市の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業に助成するものとする。</p> <p>第2節 交通関係施設等の整備</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> 促進(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> の促進</p> <p>ア 普及・啓発</p> <p>市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>(追記)</u> を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</p> <p>県が耐震<u>診断</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>づ</u>けられている建築物に対する市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成するものとする。</p> <p>第2節 交通関係施設等の整備</p>	除却費補助事業の追記等

頁	修正後	修正前	改正理由
209	<p>2 道路施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>付</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>付</u>ける道路として指定する。</p>	<p>2 道路施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>づ</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>づ</u>ける道路として指定する。</p>	表記の整理
212	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>4 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、</u>水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、<u>(削除記)</u> 老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>4 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 また、<u>(追記)</u> 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、<u>水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の</u>老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。</p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正（表記は下水道の対策と整合）
214	<p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>イ KDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、</u> (中略)</p> <p><u>ウ 株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> (中略)</p>	<p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>イ 株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> (中略)</p> <p><u>ウ KDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、</u> (中略)</p>	表記の整理（内閣府公表の順序で整理）
216	<p>エ ソフトバンク株式会社 (略)</p> <p><u>オ 楽天モバイル株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。</u> <u>(ア) 設備の耐震対策</u> <u>①建物、鉄塔の耐震対策</u></p>	<p>エ ソフトバンク株式会社 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
224	<p><u>②通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(イ) 防火対策</u></p> <p><u>①防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p><u>(ウ) 通信網の整備</u></p> <p><u>①伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>②主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p><u>③主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p><u>(エ) 防災に関する訓練</u></p> <p><u>①災害予報及び警報伝達</u></p> <p><u>②非常招集</u></p> <p><u>③災害時における通信疎通確保</u></p> <p><u>④各種災害対策用機器の操作</u></p> <p><u>⑤電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p><u>⑥消防</u></p> <p><u>⑦避難と救護</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討</u></p> <p><u>(カ) 緊急連絡手段確保対策</u></p> <p><u>コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備</u></p> <p><u>(キ) 緊急輸送対策</u></p> <p><u>関係機関との連携による輸送手段の確保の検討</u></p> <p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。(略)</u></p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア 市は、(略)</p> <p>イ <u>市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努</u></p>	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>(追記)代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間(追記)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。(略)</u></p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>(追記)市は、(略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>234</p> <p>236</p>	<p><u>め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等 1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u></p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p>	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等 1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>(追記)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備等</u></p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>239</p> <p>245</p> <p>248</p>	<p>(ア) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p> <p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 1 市における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市は、消防団、婦人 <u>(女性)</u> 消防クラブ、自主防災会等各種団体を通じて、(略)</p> <p>第9章 広域応援・受援体制の整備 第4節 防災活動拠点の確保等 1 市及び県における措置 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「<u>愛知県基幹的広域防災拠点</u>」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。<u>なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。</u>当該拠点には、<u>臨空消防学校(仮称)</u>と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び県、名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市は、防災週間<u>及び津波防災の日</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略)</p>	<p>(ア) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 1 市における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市は、消防団、婦人 <u>(追記)</u> 消防クラブ、自主防災会等各種団体を通じて、(略)</p> <p>第9章 広域応援・受援体制の整備 第4節 防災活動拠点の確保等 1 市及び県における措置 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する<u>愛知県の基幹的広域防災拠点</u>を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、<u>(追記)</u>消防学校<u>(追記)</u>と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び県、名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市は、防災週間 <u>(追記)</u> 等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>標記の整理 (都市計画決定時の施設名称に変更等)</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
249	<p>ア～ウ（略）</p> <p><u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>の生活必需品</u>について、（略）</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>ア～ウ（略）</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>(追記)</u>について、（略）</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記</p>
250	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 市及び公立・私立学校管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育 （略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 市及び公立・私立学校管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育 （略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。<u>(追記)</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
262	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第2章 避難行動</p> <p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。</p> <p>(1) 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上を<u>予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合</u>に、震度4以上を<u>予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域</u>に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p>	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第2章 避難行動</p> <p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。</p> <p>(1) 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の<u>揺れが予想された場合 (追記)</u>に、震度4以上が<u>予想される地域 (追記)</u>に対し、緊急地震速報を発表する。<u>(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以</u></p>	<p>緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>264</p> <p>268</p> <p>271</p>	<p><u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。</u></p> <p><u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。</u></p> <p>第2節 避難情報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方气象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市の措置</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で<u>安否不明（削除）・行方不明となった者</u>について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。（略）</p> <p><u>なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。</u></p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市、県及び防災関係機関における措置</p> <p>(1) 専用通信の使用</p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>又は有線</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p>	<p><u>上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）</u></p> <p>第2節 避難情報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方气象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>（追記）</u></p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市の措置</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で<u>安否不明者・行方不明となった者</u>について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。（略）</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市、県及び防災関係機関における措置</p> <p>(1) 専用通信の使用</p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>（追記）</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p>	<p>されたことに伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映</p> <p>回線の整備状況に合わせた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由																																																		
278	<p>(5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="400 331 1291 562"> <tr><td>項目</td><td>内容</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>給食及び給水</td><td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td></tr> <tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr> </table>	項目	内容	(略)	(略)	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	<p>(5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="1492 331 2383 562"> <tr><td>項目</td><td>内容</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>炊飯及び給水</td><td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td></tr> <tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> </table>	項目	内容	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	(新設)	(新設)	防災基本計画の修正を踏まえた修正																																		
項目	内容																																																				
(略)	(略)																																																				
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。																																																				
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。																																																				
項目	内容																																																				
(略)	(略)																																																				
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																																																				
(新設)	(新設)																																																				
283	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第5節 防災活動拠点の確保等 2 防災活動拠点の確保等 表1 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1" data-bbox="409 877 1231 1780"> <tr><td>要件等</td><td>1 地区防災活動拠点</td><td rowspan="7">略</td><td>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</td></tr> <tr><td>設置主体</td><td>市町村</td><td>県</td></tr> <tr><td>災害想定 の規模</td><td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td><td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td></tr> <tr><td>応援の規模</td><td>隣接市町村等</td><td>中部・全国の都道府県等</td></tr> <tr><td>役割</td><td>被災市町村内の活動拠点</td><td>広域、全県的な活動拠点</td></tr> <tr><td>拠点数</td><td>市町村で1か所程度</td><td>県内に4か所</td></tr> <tr><td>要件 面積</td><td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td><td>1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</td></tr> <tr><td>件 施設 設備</td><td>できれば倉庫等</td><td>倉庫等</td></tr> </table>	要件等	1 地区防災活動拠点	略	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	設置主体	市町村	県	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	応援の規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	役割	被災市町村内の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	拠点数	市町村で1か所程度	県内に4か所	要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能	件 施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第5節 防災活動拠点の確保等 2 防災活動拠点の確保等 表1 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1" data-bbox="1501 877 2309 1768"> <tr><td>要件等</td><td>1 地区防災活動拠点</td><td rowspan="7">略</td><td>追加</td></tr> <tr><td>設置主体</td><td>市町村</td><td>追加</td></tr> <tr><td>災害想定 の規模</td><td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td><td>追加</td></tr> <tr><td>応援の規模</td><td>隣接市町村等</td><td>追加</td></tr> <tr><td>役割</td><td>被災市町村内の活動拠点</td><td>追加</td></tr> <tr><td>拠点数</td><td>市町村で1か所程度</td><td>追加</td></tr> <tr><td>要件 面積</td><td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td><td>追加</td></tr> <tr><td>件 施設 設備</td><td>できれば倉庫等</td><td>追加</td></tr> </table>	要件等	1 地区防災活動拠点	略	追加	設置主体	市町村	追加	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	追加	応援の規模	隣接市町村等	追加	役割	被災市町村内の活動拠点	追加	拠点数	市町村で1か所程度	追加	要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	追加	件 施設 設備	できれば倉庫等	追加	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正
要件等	1 地区防災活動拠点	略	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点																																																		
設置主体	市町村		県																																																		
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等		広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等																																																		
応援の規模	隣接市町村等		中部・全国の都道府県等																																																		
役割	被災市町村内の活動拠点		広域、全県的な活動拠点																																																		
拠点数	市町村で1か所程度		県内に4か所																																																		
要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能																																																		
件 施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等																																																			
要件等	1 地区防災活動拠点	略	追加																																																		
設置主体	市町村		追加																																																		
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等		追加																																																		
応援の規模	隣接市町村等		追加																																																		
役割	被災市町村内の活動拠点		追加																																																		
拠点数	市町村で1か所程度		追加																																																		
要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		追加																																																		
件 施設 設備	できれば倉庫等	追加																																																			

頁	修正後	修正前	改正理由
287	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機<u>及び無人航空機</u>の運用を調整する部署を設置する。 (2) 調整事項等 県は、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う<u>とともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。</u> <u>ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整</u> <u>イ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</u> <u>また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機<u>(追記)</u>の運用を調整する部署を設置する。 (2) 調整事項等 県は、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。 <u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u> <u>(新設)</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
296	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 2 栄養指導等 (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 2 栄養指導等 (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>(追記)</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
322	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策 第5節 通信施設の応急措置 2 移動通信事業者 (<u>KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>) における措置</p>	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策 第5節 通信施設の応急措置 2 移動通信事業者 (<u>株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンク株式会社 (追記)</u>) における措置</p>	指定公共機関の追加に伴う修正
361	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、<u>KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</u>及</p>	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、<u>株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンク株式会社</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
369	<p><u>び楽天モバイル株式会社</u>は、(略)</p> <p>別紙「東海地震に関する事前対策」 第4章 発災に備えた直前対策 第6節 バス 1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者呼びかけるよう要請する。</u> <u>(削除)</u></p>	<p><u>(追記)</u>は、(略)</p> <p>別紙「東海地震に関する事前対策」 第4章 発災に備えた直前対策 第6節 バス 1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し<u>次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u> <u>(2) 警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u></p>	<p>表記の整理 (実施主体の整理)</p>